



ページ番号 1002137  
1006561  
1005410

# 地震への備えはできていますか？

補助を利用して地震対策をしましょう

市では地震から一人でも多くの市民を守るため、さまざまな助成制度を設け、地震対策を支援しています。いま一度、住まいなど身の回りの地震対策を見直してみてもいいかがですか。

## 木造住宅耐震化の現状

### ○磐田市 住宅の耐震化率

平成 15 年 71.6%  
(未耐震戸数) 約 14,400 戸

18.8% ↑  
アップ!

平成 30 年 90.4%  
(未耐震戸数) 約 5,300 戸

磐田市では平成15年から平成30年までの15年間で耐震化率は18・8%上昇し、平成30年の住宅の耐震化率は90・4%です。

しかし、耐震化が必要な木造住宅は、依然として約5300戸あります。予想される東海地震・南海トラフ巨大地震から一人でも多くの市民の命を守るため、引き続き木造住宅の耐震化を進めていきます。

## 木造住宅

### 耐震補強工事の助成

これまでは補強計画を作成後に、補強工事の助成を行っていました。令和3年度からは、補強計画の作成と補強工事を一体で助成する制度に変わります。

#### ▼対象

- 次の条件を全て満たす木造住宅
- 昭和56年5月31日以前の基準(旧耐震基準)で建築
- 耐震診断で耐震性能が基準に満たない(耐震評点1・0未満)と判定
- 現在居住している
- 補強計画の助成制度を受けていない

- 耐震のPR活動(感想文の提出など)を行うもの

#### ▼補助額

- 補強工事費の8割以内で、限度額は、一般世帯で65・80・95万円、高齢者等世帯で90・105・120万円

- ※耐震評点や世帯要件により分類
- ※コロナ禍による在宅避難を促進するため、条件(診断時の耐震評点0・7未満、補強工事後の耐震評点が1・2以上、家具固定など)を満たせば、15万円を加算
- ※補強工事を実施しない場合は計画策定費用の補助金は受けられません

## その他の

### 地震対策への助成制度

#### ▼3つの条件に該当する助成制度

- 昭和56年5月31日以前の基準(旧耐震基準)で建築
- 耐震診断で耐震性能が基準に満たない(評点1・0未満)と判定

問 建築住宅課(西庁舎2階)

☎ 0538-13714899  
FAX 0538-133312050

- ・現在居住している
- ◎木造住宅の解体の助成制度
- ◎防災ベッド設置に対する助成制度
- ◎耐震シェルター設置に対する助成制度

#### ▼その他の助成制度

- ◎建築物耐震診断に対する助成制度
- ◎緊急輸送路沿いの建物に対する耐震補強計画・補強工事の助成制度
- ◎避難路沿いのブロック塀の撤去に対する助成制度
- ◎緊急輸送路、通学路沿いのブロック塀改善に対する助成制度
- ※補助金申請前に契約した工事などは補助の対象になりません。昨年までの制度と変更している点がありますので、まずは、建築住宅課にご相談ください。

### 家庭内家具固定の補助

市では、家庭防災の一環として家具固定事業を実施しています。市が委託する磐田建築工業組合が家具の固定をします。補助内容の詳細は、

地域づくり応援課（本庁舎2階）  
37-4751 FAX 32-2353 へ  
お問い合わせください。

▼対象

市内在住の方  
※借家の場合、事前に貸主の許可が必要となります

▼自己負担額（家具1点に対する）

- 一般世帯 2千円
- 要配慮者世帯 無料

※3点まで。一般世帯、要配慮者世帯共に、4点以上は1点に付き4千円

▼申込期間

5月10日(月)～28日(金)（土・日曜日除く）に申込書を地域づくり応援課へ（電話申込可）。

なお、募集状況によって7月ごろに二次募集を行います。二次募集を行う場合は、「いわたホットライン」などでお知らせします。  
※予算額に達し次第、募集は締め切ります

感震ブレイカー設置の補助

電気器具の転倒や停電後の電気復旧時の電気火災を防ぐために、自動的に電気供給を遮断する感震ブレイカーの設置費用を助成します。

▼対象

市内に住宅を所有または居住している人（アパート含む）

▼補助対象経費

感震ブレイカーの購入や設置工事に要する経費  
※新築または配電盤取り換えの場合は機器代金（感震性能に相当する経費）のみ

▼補助額

対象経費の3分の2  
※上限5万円（千円未満切り捨て）

▼申し込み

申請書（市ホームページからダウンロード可）に記入の上、必要書類を添えて、地域づくり応援課または各支所市民生活グループへ。  
※必ず設置前に申請してください  
※予算額に達し次第、募集は締め切ります

▼その他

補助金の申請回数は、1世帯につき1回となります。設置には電気工事の有資格者による工事が必要です。設置器具、費用については電気工事店へご相談ください。

ページ番号 1009122

「空き家バンク」を開設しました

（問）建築住宅課（西庁舎2階）

☎ 0538-37-2706  
FAX 0538-33-2050

売りたい人と住みたい人をつなぎます

市内の空き家情報を提供します

市内の空き家を有効活用し、定住の促進を図るため、4月から「磐田市空き家バンク」を開設しました。  
市の空き家バンクに登録された住宅を購入すると、国のグリーン住宅ポイント制度の対象となります。

磐田市空き家バンク

「空き家バンク」とは、市内の売却したい住宅を市ホームページに掲載し、定住などで中古住宅の購入を希望する方に情報を提供するシステムです。  
▼登録されている中古住宅

- 市内の物件
- 居住可能な中古住宅物件
- 不動産事業者が所有もしくは売主と媒介契約を締結している物件

グリーン住宅ポイント制度

一定の省エネ性能を有する住宅の新築やリフォーム、中古住宅を購入する方に、商品や追加工事と交換できるポ

イントを発行する制度です。

市の空き家バンクに登録された中古住宅を購入した方には30万円相当のポイントが発行されますが、ポイント申請をする際には、市が発行する「空き家バンク登録等住宅証明書」が必要です。  
詳しくは、国土交通省のホームページをご覧ください。

▼対象期間

令和2年12月15日(火)から令和3年10月31日(日)までに契約を締結した物件

登録物件を募集します

不動産事業者関係者が、以下の申請書類を建築住宅課へ提出してください。

- 「空き家バンク情報登録申請書 兼同意書」、「空き家バンク情報登録カード」（市ホームページからダウンロード可）
- 物件所有者が分かる資料
- 媒介契約の場合、契約書の写し
- 物件広告のデータ（PDF）
- 物件の外観写真データ

# スマホでかんたんに納税できます

☎ 収納課（本庁舎1階） ☎ 0538-37-4810 FAX 0538-33-7715

## 市税の「PayPay」、「LINE Pay」納付がスタート！

4月23日(金)からスマートフォンの決済アプリ「PayPay」、「LINE Pay」で市税の納付ができるようになります。スマートフォンなどで納付書にあるバーコードを読み取ることで、自宅に居ながら簡単に納付することができます。



### ▼対象税目

○市県民税（普通徴収） ○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税（種別割） ○国民健康保険税（普通徴収）

### ▼準備する物

- ・納付書（金額が30万円以下でバーコードが印刷されたもの）
- ・PayPayアプリ、LINE Payアプリがインストールされているスマートフォンまたはタブレット端末
- ※アプリの利用方法やインストールなどについては、右記2次元バーコードをご確認ください



PayPay



LINE Pay

### ▼注意事項

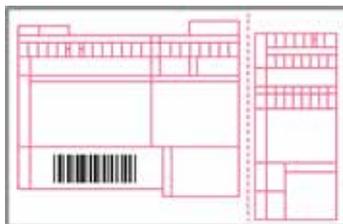
- ・金融機関、コンビニエンスストアなどの窓口では、PayPay、LINE Payでの納付はできません。
- ・車検（継続検査）用納税証明書が必要な場合は、PayPay、LINE Payを利用せず、金融機関、コンビニエンスストアなどの窓口で納付してください。

### ▼LINEの個人情報に関する報道を受けて

利用を開始する「LINE Pay 請求書支払い」では、個人情報は国内で集中管理され、収納情報とのひも付けはないとの報告を受けましたので、予定通り実施します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

## 利用手順

### ① 納付書と端末を用意する



納付書とスマートフォンまたはタブレット端末を用意してください

### ② バーコードを読み取る



各アプリからカメラ機能を起動し、納付書のバーコードを読み取ります

### ③ 支払う



画面に表示されている内容を確認し、間違いがなければ支払いを行ってください

# 犯罪被害者等支援条例を制定しました

☎市民相談センター（本庁舎1階） ☎ 0538-37-4746 FAX 0538-39-2262

## 犯罪の被害を受けた方が 平穏な生活に戻るための支援を行います

ある日突然、犯罪の被害を受ける。それは誰にでも起こり得ることです。生命を奪われる、最愛の家族を失う、心に傷を負うなどの被害だけでなく、周囲の理解不足や噂話、誹謗中傷などによる**二次被害**にも苦しめられることがあります。

誰もが安心して生活できる磐田市の実現のためには、犯罪の予防はもちろん、犯罪の被害を受けた方に対する適切な支援と人権を尊重した対応が必要です。このため、被害を受けた方が今まで通りの平穏な生活に戻れるよう、社会全体で支えることを目的に犯罪被害者などを支援します。

### 二次被害とは・・・

被害を受けたことを人に知られる（取材などのプライバシー侵害を含む）、差別や偏見の対象となる、といった事実や本人の思い込みにより対人関係を遮断することで、近所や職場、学校などの交友関係が希薄となり、社会的に孤立することを指します。差別や偏見以外にも、好意で行う周囲の励ましが原因となる場合があります。

## 主な支援の内容

### 相談および情報の提供など

被害に関する相談に応じるとともに、支援が可能な制度をお伝えします。

### 付き添いおよび手続き補助

警察などでの手続きへ同行するほか、市役所での手続きをサポートします。

### 物品の貸与

生活に必要な電化製品などを貸し出します。

### 見舞金の支給

死亡・・・30万円  
1カ月以上の加療を要する場合・・・10万円

### 日常生活の支援

ヘルパーの派遣を通じて家事などを支援します。

### 安全の確保

身に危険が迫った場合、一時保護の実施や施設への入所を支援します。

### 居住の支援

犯罪により引っ越しをしなければならぬ場合、市営住宅への入居をあっせんします。

### 二次被害防止のための

### 啓発活動

犯罪被害者などの人権を擁護するため、地域に広く啓発をすることが重要です。

講演会などにより、犯罪の被害を受けた方の生の声に触れることで、犯罪被害者などへの接し方を学ぶ機会を設け、二次被害を防ぎます。

※支援は他制度による支援も含みます。また市が必要と認められた場合に実施します

## 犯罪の被害を受けた皆さんの相談窓口を設けています

犯罪被害者等支援総合案内窓口（磐田市役所本庁舎1階 市民相談センター内）

☎ 0538-37-4746 FAX 0538-39-2262

とき / 午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く）

この窓口では、相談内容から必要と思われる情報をお伝えし、ご希望に応じて担当窓口への橋渡しを行います。ご相談は電話またはFAXでお伝えいただくか、窓口へお越しください。



## 下水道供用開始区域などのお知らせ

### 新たに15の区域で利用が開始されました

市では、川や海などの水環境を保全し清潔に住みよいまちづくりのため下水道を整備しています。

令和2年3月31日現在で、約3298鈔の区域で公共下水道の整備が完了し、処理人口は約14万3千人、普及率は84.4%です。

下水道整備が進むに従い、生活排水が流入していた河川の水質が改善されてきています。

#### 新たに下水道が利用できる区域

令和3年4月1日から、新たに下水道が利用できる区域（供用開始区域）は、次のとおりです。

- 安久路、鎌田、見付、西貝塚
- 新貝、上岡田、西之島、草崎
- 大原、一言、下本郷、加茂、池田、上野部、神増

※それぞれ一部の区域です。詳しくは市ホームページをご確認ください



▲下水道管を埋設している様子

問 上下水道工事課（福田支所2階）

☎ 0538-5813287  
FAX 0538-5813271

## 5月は消費者月間 知ろう悪質手口

### 契約トラブルなど消費生活で困った時はご相談を

磐田市消費生活センターでは、悪質商法や契約トラブルなどの消費生活に関するさまざまな相談に対し、消費生活相談員が解決のためのアドバイスを行います。秘密厳守、費用無料です。

#### 消費生活センター

☎ 0538-3712113  
月～金曜日（祝日除く）  
午前8時30分～午後5時  
（受け付けは午後4時まで）

問 市民相談センター（本庁舎1階）

☎ 0538-3714746  
FAX 0538-3912262

## 一 消費者被害相談事例一

### 事例 1

宅配業者や大手通販会社をかたり「荷物をお届けしましたが不在でした」や「支払い状況の確認をお願いします」というメールが届く。

### 対応

記載されたURLにアクセスすると個人情報抜き取られたり、ウイルスに侵されたりしかねないので無視してください。

### 事例 2

先輩から「簡単にお金を稼げる」という説明会に誘われ、高額なソフトを買うことになった。「お金がない」と言ったら消費者金融に連れて行かれ借金をすることになった。

### 対応

特に成人を迎えたばかりの若者が狙われます。借金をしてまでもうけ話に乗るのはやめ、きっぱり断りましょう。

### 事例 3

パソコンを利用中に警告音が鳴り、警告画面が表示された。どうしたらよいか？

### 対応

突然ポップアップ画面が出て、不安をあおる手口です。実際のウイルス感染によるものではありません。警告画面を閉じたり、パソコンを再起動したりしてください。絶対に相手方に電話をしないでください。

# いわた雇用奨励金

問 経済観光課（西庁舎1階）

☎ 0538-3714819  
FAX 0538-3715013

## 中小企業の人材確保を支援

▶ 昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下における市内中小企業などの人材確保を支援するため、市民を新たに正社員雇用した事業主に対して奨励金を支給します。

### ▼対象

4月1日(木)から9月30日(木)までの間に市内在住の正社員を雇用した従業員100人以下（小売業は50人以下）の中小企業事業主または介護サービス提供事業主

※既存社員の正社員化および新卒者の採用は対象外です

### ▼支給額

中小企業事業主（個人事業主含む）

正社員を雇用した事業主に1人当たり20万円を支給

介護サービス提供事業主  
正社員を雇用した事業主に1人当たり20万円を支給

採用された介護対象労働者に5万円を支給

### ▼申請方法

雇入れ日から1カ月以内に必要書類（市ホームページからダウンロード可）を直接経済観光課（西庁舎1階）へ。ただし、9月1日(水)以降の雇入れの場合は9月30日(木)が申請期限となります。

### ▼支給対象事業主の要件

- ① 市内に事業所を有すること
- ② 雇用保険適用事業所の事業主であること
- ③ 市民を正社員として3カ月以上雇用する見込みがあること など

### ▼その他

3カ月の雇用実績の提出が必要となります。また、予算がなくなり次第終了とさせていただきます。

詳細は市ホームページをご確認ください。



# 市内中小企業向け補助制度

問 産業政策課（西庁舎1階）

☎ 0538-3714904  
FAX 0538-3715013

## コロナ禍での新たな取り組みを支援

### 販売力強化補助金

中小企業などが新たな取り組みとして実施する一般消費者向け新製品・新サービスの開発や販路開拓などの経費の一部を補助します。

▶ 対象者／市内に事業所を有する中小企業者など（小規模事業者、個人事業主含む）

▶ 対象事業／①新製品・新サービス開発事業（採択制）【第1回募集締切日：5月14日(金)】※年度内3回を予定 ②販路開拓事業【随時受付】

▶ 補助金額／対象経費の3分の1（上限は①100万円、②は国内10万円、国外30万円）

### 新型コロナウイルス感染症防止対策事業費補助金

事業所などの感染症対策にかかる経費の一部を補助します。

▶ 対象者／中小企業や個人事業主、医療法人、社会福祉法人、特定非

営利活動法人などで市内に所在する事業所など

▶ 補助対象／事業所内の感染防止対策として行う工事や改修、物品購入で4月1日(木)～来年2月28日(月)に支払う経費が対象です。総額が5万円以上の感染症対策が条件となります

▶ 補助金額／対象経費の2分の1（上限20万円）

### 各補助金の申請方法

交付申請書など（市ホームページからダウンロード可）を記入の上、必要書類を添えて、直接または郵送で産業政策課（〒438-8650 国府台3-1 西庁舎1階）へ。

申請の際は、必ず市ホームページで詳細を確認してください。また、いずれの補助金も予算がなくなり次第終了とさせていただきます。